

階

〔桃源遺事三〕一茨城郡玉造村の中の濱内濱は玉造村の小名也の申處に彌作といふもの有家至つてまづし、父はやく死して、母老たり、中元來田畑も持ざりければ、人の田畑を受作と云事にして作れり、扱田をすき、畑をうたんとする日は、母獨家におらしめん事を悼み、藁にて笈などのやうなる物を組み、母を乗せて負ひ、前には農具をか、へ、手には母の飢渴を助んが爲、喰もの、并にやくわんに茶を入れて携行中西山公徳川光圀此事を聞召及れ、南領へ御出の節、彌作が門に御立寄、彼ものをめし、金一すくひ左右の御手を並べ御持候て、彌作が頭の上に、御さしかざし、孝行の段、御褒被遊、此金を以て、母を心よく養申べし、此金我があたふる所にあらず、天より汝にあたへ給ふ所也とて被下候、扱所の役人をめし、彌作は勝れて、愚鈍なる者と聞しめし、被及候、此金人に奪ひとらるゝ事も有べし、汝ら能く計ひ、田畠をと、のへとらすべし、亦向後懇に可仕よし、被仰付、其後儒臣に被仰付、彌作が傳を御書せ被成候、

〔享保集成絲綸錄十九〕元文四年四月

御勘定奉行 江

銀二十枚

右つじ儀、老母つまに孝行ニ付、書面之通被下候間、其段可被申渡候、銀子之儀者、御納戸頭相談可

被請取候略中

寛保二戌年五月

御勘定奉行 江

溝口出雲守御預り所

越後國蒲原郡村山村

百姓道次郎名子つま娘

つじ

牧野民部少輔御預り

越後國三島郡出雲守御預り所  
大工崎尼瀬丁